

## 仕様書

### 1 事業名

稲沢市民病院患者・来院者サービス事業

### 2 実施場所

施設名 稲沢市民病院

所在地 稲沢市長東町沼 100 番地

### 3 事業の内容

- (1) 売店運営事業
- (2) レストラン運営事業
- (3) 自動販売機設置運営事業
- (4) 入院用品セットサポート運営事業
- (5) 床頭台設置運営事業

### 4 全事業共通の条件

#### (1) 運営形態

事業者は各事業が適切に運営されているか主体的に統括・管理を行うこと。なお、各業務の運営形態は、事業者の直営もしくは協力会社による運営（フランチャイズ等）のいずれも可とする。

#### (2) 緊急連絡先等の表記

利用者からの速やかな問い合わせ対応及び混乱の防止のため、緊急連絡先等に記載する事業者名について、対応を担う協力会社名の表記を可とする。ただし、各者への問い合わせ内容及び対応内容について、速やかに事業者が把握できる体制を整えられることを条件とする。

#### (3) 守秘義務及び情報の適正管理

業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。業務従事者も同様にその義務を負う。

#### (4) 契約終了時の対応

契約期間満了又は契約解除により当該契約が終了する際は、終了する日の前日までに原状回復を行うこと。原状回復に要した費用の一切については事業者の負担とする。また、契約の解除により事業者に損失が生じたとしても病院はその責を負わない。

#### (5) 契約終了時の業務の引継ぎ

契約期間終了後に事業者の変更が発生した場合、引継ぎ期間を十分に設け、支障

をきたさないように協力すること。なお、引継ぎ対応に係る経費等については本業務に含む。

(6) 事業の報告

事業者は、業務別の収支実績を含む事業報告書を毎月5日までに各業務の実績を報告すること。

(7) 景観の維持

看板や筐体等の色彩及び配置などは病院内の他施設との一体性を保つこととし、病院から変更の指示があった場合は従うこと。また、病院が許可した場所以外では看板、貼り紙等の広告物の設置を行わないこと。

(8) その他

ア 法令その他の定め又は病院が必要と判断した災害訓練や研修会等への参加を要請した場合、事業者はこれに応じること。

イ 事業者は、利用者等から寄せられた苦情等に対し、自らの責任により、再発防止措置を含めた迅速かつ適切な対応をするとともに、病院に報告すること。

ウ 業務を遂行するうえで発生した事故等に対し一切の責任を負うこと。事業者は、食中毒、病院来訪者等とのトラブル及び病院施設の破損等重大な事象が発生したときは、速やかに病院に報告するとともに、その内容を文書にて提出するものとする。

エ 盗難、紛失、火災または風水害等について対策を行うこと。これらにより発生した本事業に係る損失への補填は事業者により行うこととし、損害保険に加入する等、事業継続が可能なよう適切に対応すること。

オ 事前に災害の発生もしくは発生する恐れがある場合または業務の遂行に支障をきたすことが予見され、事業の実施に支障となるような事態が発生した場合は、関係機関及び病院への報告等必要な措置を直ちに実施すること。

カ 各事業の実施に必要な申請・届出等は、事業期間中の変更事項を含め、すべて事業者が行うこと。

キ 貸付けを受けた部分について、指定された用途又は目的以外に使用してはならない。また、権利を他の者へ譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、第三者に営業を委託しようとする場合において、あらかじめ病院の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

ク 外線電話やインターネット回線等が必要な場合は、事業者にて設置すること。

ケ 従業員に必要な駐車場は、事業者の責任及び負担において確保すること。

コ 各業務において従業員の中から現場責任者を定め、責任体制を明確にすること。

サ 病院が実施する法定の設備点検や、監督官庁等の調査等の実施時は協力すること。

シ 従業員に守秘義務教育及び接遇教育を実施し、常に良好なサービスの提供に努めること。

- ス 従業員の健康管理を徹底し、感染症の予防及び院内への持ち込み防止に努めること。
- セ 従業員は制服及び名札を着用し、清潔感のある身なりで接客対応すること。
- ソ 商品等の搬入・搬出における時間及び経路について事前に病院と協議の上定めること。
- タ 各物品納品時の車両駐車場は、事前に病院と協議の上、指定する場所に停車すること。
- チ 店舗や物品配置は車椅子や点滴スタンド使用者が利用しやすいように配慮をすること。
- ツ 従業員はあらかじめ病院と協議し利用場所を定めた病院内のトイレを使用できるものとする。
- テ 病院内は全面禁煙のため、喫煙スペースの設置を含む喫煙は認めない。
- ト 飲食品の取扱いにあたっては、食品衛生関係法規を遵守することはもとより、店舗の衛生管理及び従業員の健康管理に万全を期すこと。また、衛生管理に十分注意を払うとともに、問題が発生した場合は、直ちに病院に報告の上、事業者の責任と負担において対処すること。
- ナ 運営に伴い発生する廃棄物については、事業者の責任で適切に処理すること。
- ニ この仕様書に記載のない事項、又は記載等について疑義がある時には、双方が協議のうえ定める。
- ヌ 災害時ほか緊急対応を要する場合は病院の指示に従い、災害対策関連計画に協力する等その対応に努めること。

## 5 売店運営事業の条件

### (1) 事業概要

院内売店の運営

### (2) 物件の場所

1階

### (3) 床面積

64.63 m<sup>2</sup>

### (4) 営業日

年中無休

### (5) 営業時間

午前7時～午後8時を基本として、拡大または短縮については提案を認める。

### (6) 販売品目

飲食物（弁当、おにぎり、パン、飲料、お茶等、菓子）、新聞・雑誌類、切手・葉書類、日用雑貨、下着類、診療材料等

衛生材料及び診療材料の販売品目は、協議に応じること。

アルコール類、煙草、生花及びその他病院の特性に適さないものの販売は禁止とする。

(7) 運営開始前の仮店舗の設置

売店の店舗での運営開始までの間は仮店舗を設置し、必要最低限の飲食品の販売を行うこと。仮店舗の設置場所は、契約後に病院と協議すること。

(8) 光熱水費の支払

光熱水費は、テナントに設置の検針メーターの数値に基づき病院が請求するため、これを支払うこと。

(9) 回収ボックスの設置

売店前の共用部に設置の廃棄容器等の回収ボックスに収納された廃棄容器等は、事業者が販売したかを問わず事業者の責任で適時に回収し、リサイクル及び周辺の清掃を行うこと。

(10) その他

ア 店舗及びその周辺は整理整頓し清潔に保ち、清掃、害虫対策等を実施すること。

イ 店内の改装工事及び大規模修繕など原形を変更する行為を行うときは、事前に病院の承認を得なければならない。

ウ 店舗の円滑な営業に必要な人員を配置すること。

エ 従業員は、持続点滴中の患者や身体機能に障害のある方、高齢者及び車椅子利用者等への商品提供にあたり、移動の補助など状況に即した臨機応変な対応に努めること。

オ 商品温め用の電子レンジ及び給湯器を店内に設置すること。

カ 大規模災害の発生時に在庫商品を提供する等、病院の被災者対応に対する協力体制を整えること。このことについて、病院と協定を取り交わすこと。

キ 標準小売価格を上回らない価格設定とし、可能な限り安価な価格とすること。

6 レストラン運営事業の条件

(1) 事業概要

院内レストランの運営

(2) 物件の場所

2階

(3) 床面積

66.28 m<sup>2</sup> (※厨房部分のみ)

(4) 営業日

外来診療実施日

(5) 営業時間

午前9時～午後3時を基本として、拡大または短縮については提案を認める。

(6) メニュー

食事、軽食、食事等（弁当含む）、その他提案による。

アルコール類その他病院の特性に適さないものの販売は禁止とする。

(7) 客席部の管理

ア 客席部は、貸付面積に含めず、貸付料の対象ではない共用部とする。

イ テーブルと椅子も含め、レストラン利用者の客席部の使用を認める。

ウ 床面積は115.70㎡。

エ 最大客席数は96席（2人用テーブル18台、4人用テーブル15台）だが、運用席数の設定は事業者と病院の間で協議すること。なお、現在の席数は48席である。

オ レストラン利用者以外の客席の利用を妨げないこと。

カ 床面及び手洗い場の定期清掃（概ね1回/日）は病院が行う。テーブル及び椅子の清潔は事業者が責任を持って保つこと。

(8) 光熱水費の支払い

光熱水費は、テナントに設置の検針メーターの数値に基づき病院が請求するため、これを支払うこと。

(9) 機器の使用

病院が所有する厨房機器の使用を認める。別紙「厨房機器明細表」及び「レストラン厨房平面図」参照。このほかの必要な機器は事業者の負担で用意すること。

(10) その他

ア 店舗及びその周辺は整理整頓し清潔に保ち、清掃、害虫対策等を実施すること。

イ 店内の改装工事及び大規模修繕など原形を変更する行為を行うときは、事前に病院の承認を得なければならない。

ウ 店舗の円滑な営業に必要な人員を配置すること。

エ 従業員は、持続点滴中の患者や身体機能に障害のある方、高齢者及び車椅子利用者等への商品提供にあたり、移動の補助など状況に即した臨機応変な対応に努めること。

オ 大規模災害の発生時に在庫商品を提供する等、病院の被災者対応に対する協力体制を整えること。このことについて、病院と協定を取り交わすこと。

カ 周辺の店舗の価格設定を勘案し、大きく逸脱した価格とならないこと。

キ 人間ドック受診者への食事提供をすること。（有償、5食/日程度）

ク 平時において随時弁当を発注することがあるため、これに対応すること。

ケ 職員用に福利厚生に配慮した価格を設定すること。

7 自動販売機設置運営事業の条件

(1) 事業概要

自動販売機の設置及び運営

(2) 物件の場所及び台数

1階売店前共有部（3台）、3～6階病棟（各1台）

このうち、自動販売機の3階病棟は本プロポーザルから新設である。

(3) 販売品目

清涼飲料水等の飲料とし、利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えを行うこと。

清涼飲料水等と併売する場合に限り、食品の販売を認める。

1階売店前共有部3台の内1台はカップ式、その他は密閉容器式とすること。

アルコール類、煙草及びその他病院の特性に適さないものの販売は禁止とする。

(4) 販売価格

標準小売価格を上回る価格としないこと。

(5) 機体の仕様及び設置

カップ式を除き、災害時対応自動販売機であること。

キャッシュレス決済対応であること。

省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。設置前に、機体のカタログを提出すること。

自販機使用可能範囲寸法は、1台あたり1㎡程度（幅1.3m以内）とする。

据付面を十分に確認したうえで転倒防止器具を備え安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(6) 回収ボックスの設置

販売品の種類に応じて廃棄容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに廃棄された容器等は、自社・他社製品、持込み等を問わず事業者の責任で適時に回収し、リサイクル及び周辺の清掃を行うこと。

(7) その他

ア 自動販売機の前面に故障時の連絡先を明記し、自動販売機に関する問合せ並びに苦情等については、事業者の責任において、平日・休日にかかわらず迅速に対応すること。

イ 病院の運営上、台数の増減の指示があった場合は従うこと。

ウ 500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。また、今後通貨の更新があった場合は、使用の対応に努めること。

エ 光熱水費は、貸付料に含まため別に請求しない。

8 入院用品セットサポート運営事業の条件

(1) 事業概要

入院患者に対する入院用品セットの提供。

(2) 貸付物件

入院用品セットの保管場所を病棟内において貸し付ける。

収納棚の一角を基本とし、場所及び占有スペースは優先交渉権者決定後に病院と協議の上で定める。

(3) 利用形態

契約は入院患者（家族等を含む。）と事業者の間で直接行うものとする。

(4) 入院用品セットのプラン

基本プラン及び紙おむつプランを設定すること。

紙おむつプランのみでの利用ができないことは認める。

他にオプションプランを設定することは認める。

(5) 入院用品セットの構成及び利用料金

現在の入院用品セットの内容品目及び利用料金は別紙「入院用品セット内容品目等」のとおり。これを基本として品目を揃えることとして提案すること。

実際に提供するセットの内容及び製品の選定及び利用料金の設定は優先交渉権者決定後に病院と協議の上で定める。ただし、おむつ等の価格に幅がある製品は現在の品質の維持できる製品を選定すること。

なお、保湿剤については別紙に記載の製品を指定とする。

(6) 病院が行う業務

次の業務は病院が行うが、これに対する協力は提案とする。

- ・入院説明時等における入院用品セットの案内及び申込受付
- ・病棟における入院患者への入院用品セットの払出し及び回収

(7) 未納の利用料金の徴収

未納の利用料金の徴収について、病院は一切関知しないため、事業者の裁量と責任において行うこと。ただし、利用者が入院患者という点に留意し、無理な取立てを行わないよう配慮するものとする。

(8) その他

ア 病院が受け付けた申込については、病院と十分な調整を図り、円滑に処理を行うこと。

イ 入院用品セットの内容品目は常に清潔なものを十分数用意すること。

ウ 夜間の救急患者など、申込窓口受付時間外に入院セット利用開始を行う場合の対応方法については、病院と協議のうえ業務手順を定めること。

エ 入院セットとして提供する物品の在庫管理を行うとともに、各病棟等への在庫の配送を行うこと。

オ 利用者情報共有の方法を予め定め、各入院患者の契約内容に応じた入院用品セットの提供について病棟職員が識別可能な状態にすること。

カ 病棟等から入院用品セットに含まれる物品のうち使用済み病衣やタオル等の洗

濯が必要なものの回収を行うこと。

キ おむつほか入院用品セットサポート運営事業において取り扱う品目について病院が勉強会等の講習の機会を求めた場合は、これを提供すること。

## 9 床頭台設置運営事業の条件

### (1) 事業概要

病室等に設置する床頭台等の設置及び維持管理。

### (2) 設置物品

#### ア 一般病室用物品

構成：床頭台筐体、テレビ、冷蔵庫、個人用簡易セーフティボックス

数量：247セット

#### イ 特別病室用物品

構成：テレビ、テレビ台、冷蔵庫、個人用簡易セーフティボックス

数量：6セット

#### ウ 通院治療センター等用物品

構成：テレビ、テレビ台

数量：20セット

#### エ ランドリー用物品

内容：洗濯機、乾燥機

数量：各3台

設置場所：3階ランドリー室

#### オ 付帯物品

内容：マスク販売機

数量：1台

設置場所：1階売店前共用部

備考：マスクの売上は貸付料の対象外とする。

#### カ 防犯カメラシステム関連物品

内容、数量及び設置場所は次の資料に定める。

- ・防犯カメラシステムの機器に係る仕様及び数量等
- ・防犯カメラ配置図

### (3) 床頭台筐体に関する条件

幅 500 mm×奥行 500 mm×高さ 1600 mm程度とすること。

上部に収納を備え、これは巻戸板とすること。

引出式テーブル・タオル掛けが装備されていること。

テレビ用可動式アームを備え、視聴時に確度を調整できること。

個人用セーフティボックスを収納できること。



下部に冷蔵庫を収納できること。

最下部に足元灯が設置されていること。

キャスターは、4輪ロックが一度の操作で同時にロックが可能で、一目でロックが確認できること。

転倒防止のための工夫がなされていること。

(4) 特別病室用テレビ台に関する条件

テレビの設置に適した形状であること。

収納スペースが確保されていること。

個人用セイフティボックスを収納できること。

(5) 通院治療センター等テレビ台に関する条件

リクライニングチェアに着席した状態等からテレビを視聴しやすい高さであること。

床頭台筐体も可とする。

(6) テレビに関する条件

特別病室用は32インチ以上とし、利用の費用は生じないこと。

一般病室用及び通院治療センター等用は19インチとし、通院治療センター等用は利用の費用は生じないこと。

NHKを含め、地上デジタル放送及びBSデジタル放送が視聴可能であること。

なお、NHK受信料は事業者の負担とする。

リモコンは、操作が簡便であり、同室のテレビに干渉しないこと。

院内の案内放送が無料で視聴可能であること。

音声は、個室以外はイヤホンのみで視聴できること。

(7) 冷蔵庫に関する条件

静音・低振動設計で、冷却能力が十分であること。

冷蔵庫庫内の温度調整ができる製品とすること。

閉じ忘れ防止機能が付いていること。

一般病室用は、床頭台下部に収納とし、容量は20～25リットル程度であり、引き出し式であること。

特別病室用は、テレビ台とは別で設置することができ、容量は80～100リットル程度であること。

(8) 防犯カメラシステム関連物品に関する条件

仕様等は別紙「防犯カメラシステムの機器に係る仕様及び数量等」に定める。

配線及び接続に関する条件は次のとおりとする。

- ・防犯カメラ3台（屋外1台及び屋内2台）は本プロポーザル時の新設であり、これに係る配線は事業者の負担により行うこと。
- ・その他の配線は既設のものの使用を可とするが、稼働に際して修繕が必要な場

合は事業者の負担に行うこと。

- ・エレベーターに設置の既設アナログカメラ4台は病院所有であるため事業者は機器を用意しないが、システムに接続し操作可能とすること。

その他の条件は次のとおりとする。

- ・定期的な保守管理及び不具合対応を行うこと。
- ・器機の操作等に関する24時間365日対応可能な問合せ窓口を設けること。

#### (9) 院内案内放送の作成

番組を事業者の費用負担により作成すること。

内容は病院と協議を行い、入院患者の利便に資するものとする。

内容に変更が生じた場合は、無償にて対応すること。

頭出し機能を備え、常時最初から視聴できること。

視聴者に配慮し、院内の案内放送を視聴するための操作が簡単であること。

#### (10) 保守管理体制

原則毎日2時間以上の巡回を行うこと。年末年始等は病院と事業者で協議する。

巡回の作業のみでは即時対応できない場合に備え、代替機や代替品を院内に保管すること。これらの数量は病院と協議すること。

#### (11) その他

ア 利用者に対する簡易的な利用方法の説明書等を事業者にて用意し、問合せ等については対応すること。

イ 設置機器の故障、破損、盗難、利用者からの苦情等については、事業者の責任で解決すること。

ウ 病院は光熱費を請求しない。

エ 撤去及び処分の必要が生じた場合は事業者の負担で行うこと。

オ 入院患者がこの事業を利用するにあつて必要なイヤホンの入手及び高額紙幣の使用ができる体制を整備すること。なお、イヤホンの売上は貸付料の対象外とする。

カ 利用にあたり要する申込受付などの入院患者等への対応を病院に求める場合は、提案において言及すること。

### 10 業務の引き継ぎ

契約期間の満了または契約解除等で事業者が当事者でなくなる場合には、業務の一切の引継ぎを病院が定める期間内に確実にを行い、病院の運営に支障が無いよう対処すること。また、これについて病院が報告書の提出を求めた場合は従うこと。

### 11 業務上の留意すべき事項

(1) 業務上必要な場合または緊急の場合以外は、病室、診察室、その他診療業務が日常

行われている場所等には立ち入らないこと。

- (2) 適宜の照明の消灯など、光熱費節減に努めること。
- (3) 衛生管理には特に注意し、感染予防と汚染拡散防止に努めること。
- (4) 事業者が貸与する鍵や備品等は慎重に取り扱い、業務に必要な範囲に限り正しく使用すること。
- (5) 建物・設備等の破損、異常等の発見、事故などが発生した場合は、直ちに報告し協議すること。なお、事業者の責めに帰する理由により修理の必要が生じたときは、病院と協議の上で修理等の対応を行うこと。

## 12 損害賠償責任

- (1) 事業者が故意または過失により病院に損害を与えたとき、またはこの仕様書に定める義務を履行しないために病院に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 事業者が業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、その第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、病院は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

## 13 公有財産貸付料の支払い

貸付料は、事業者が病院に支払うこととし、次のとおり算定する。

売店運営事業及びレストラン運営事業に係る貸付料は、提案を基本とした契約によって月額を定める。

自動販売機設置運営事業、入院用品セットサポート運営事業及び床頭台設置運営事業に係る貸付料は、提案を基本とした契約により、実績に応じて毎月算定する。